

「会長」、「会長代行」の選出について

社会保険医療協議会法（抜粋）

（昭和二十五年三月三十一日法律第四十七号）

（最終改正：平成二七年五月二九日法律第三一号）

第五条 中央協議会及び地方協議会に、それぞれ、公益を代表する委員のうちから委員の選挙した会長一人を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、それぞれ、中央協議会又は地方協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

「部会所属委員の指名」について

社会保険医療協議会令（抜粋）

（平成十八年十二月六日政令第三百七十三号）

第一条 中央社会保険医療協議会(以下「中央協議会」という。)及び地方社会保険医療協議会(以下「地方協議会」という。)は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 (略)

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。